

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB150001	全省庁	府省における官房基幹業務		制度上、民間事業者の参入を阻害するような特段の規制はない。					HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。	d		情報管理等を考慮した上で、可能なものから民間委託を推進していく。よって、「市場化テスト」として特記する必要はないと考える。
zB150002	中小企業庁	支援センター等交流ネットワーク事業	なし	中小企業者が必要な情報を場所・時間に制約されことなく公平に提供するために、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」という)において、中小企業情報のポータルサイトである「J-Net21」を運営している。その特徴は以下のとおり。  (1) 中小機構が、インターネットを通じて検索等が統一的に見える集中管理システムを作成し、ワンストップサービスとして政府の施策、中小企業支援機関の事業内容、民間企業の事業活動等の情報を無償で提供している。  (2) 中小機構は、都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターと連携して、中小企業者に対する窓口相談、専門家派遣、各種セミナーの開催等を実施し、中小企業者との密接な関係を有するとともに、ここで得た情報とノウハウをもとに「J-Net21」の各種コンテンツを作成して提供している。  (3) 「J-Net21」の運用にあたっては、システムの保守運用、データの作成、その他において、アウトソーシングを行い、迅速な情報提供と効率化を図っている。	c	なし	(1) 当該事業は、国の中小企業施策情報の提供を公平適正かつ効率的に行うことを目的として実施しているものであり、以下の理由から中小機構に中小企業施策情報の提供事業を担わせることが、事業の効率性と情報の質の高さの両面から適当と考えている。 中小機構は、中小企業者に対し必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債権保証等、中小企業の事業活動の活性化のための基盤整備事業を幅広く実施するために設立された法人であり、中小企業支援について専門的知識を有している。したがって、情報の発信からそれに対する民間事業者からの経営相談受付・問題解決支援まで、専門的見地から効率的かつ一貫して対応できる法人である。 中小機構は、厚生労働省など他省庁、また商工会・商工会議所や都道府県等中小企業支援センターなどのいわゆる「中小企業支援関係団体」との公的ネットワークを有し、これらの情報を一元化し、情報源に容易にアクセスでき常に最新の情報を入手することができる。つまり最新の情報を広い情報源から低いコストで容易に集めることができ、発信することが可能な法人である。  (2) 中小機構が実際に事業を運営するにあたっては、具体的なシステムの保守運用やコンテンツ作成について民間企業に競争入札を実施、業務プロセスの効率化という観点においては、既に民間活力を活用しているところ。  (3) また、現在民間大手のポータルサイトと相互にリンクを張っており、民間を経由した情報提供も行っている。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード (予定)	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要 望
zB150001	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	11	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考えられる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考えられる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考えられる。	特になし	性能発注方式による入札条件の設定 サービスの質を評価する総合評価基準の採用 リスクが適切に発注者・受託者に配分されること 対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと 各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
zB150002	中小企業庁	支援センター等交流ネットワーク事業	5049	5049B004	1	1	民間企業	4	支援センター等交流ネットワーク事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している「支援センター等交流ネットワーク事業」(中小企業支援に関する各種情報の提供、検索等を総合的に提供するポータルサイトの運営)で提供している中小企業への情報提供サービスを担う	現在提供されているサービスを民間企業が実施することで以下のメリットが得られると考えられる。 ・中小企業が欲する情報の一元的な提供 ・政府の支援事業と民間企業が提供するサービスを連携させた情報の提供	独立行政法人中小企業基盤整備機構がJ-net21で実施している中小企業への情報提供サービス	特になし	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB150003	経済産業省	中小企業の事業活動の支援育成業務の受託	-	中小企業基盤整備機構の管理部門業務については、平成16年の三法人の統合時に、業務の整理・合理化を図り定員を削減している。また、業務の効率的な運営を行っているところ。制度上、民間業者の参入を阻害するような特段の規制はなく、民間委託を視野に入れているが、現状では機構の職員が業務を行っている。	d	-	管理部門については中期計画で定めており、平成20年度(中期計画最終年度)までに段階的に外部専門事業者等を活用した民間等への委託(アウトソーシング)を進めるべく、現在検討中である。なお、研修・相談・資金調達支援、中小企業の再生支援や共済制度などの事業について、民間で十分に受託提供可能であるかは個別業務ごとに別途検討が必要である。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			
zB150004	経済産業省	広報活動の受託		電源地地推進調整等事業における広報活動については、民間団体等に委託をする方法で事業を行っている。	d		広報事業については、既に民間に開放されており、政府として実施することが必要な事業に限り、民間に委託して実施している。このため、市場化テストの対象とはならない。他方、広報事業の民間への委託については、18年度以降、これ迄委託先が固定化していたものも含め、原則、企画競争による契約方式等に切り替えることとしている。(可能なものは平成17年度より実施)。		ご回答の趣旨を踏まえると、「措置の分類」上は「a:民間開放を実施」という理解で良いか。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード (予定)	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号?	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要 望
zB150003	経済産業省	中小企業の事業活動の支援育成業務 の受託	5059	5059B019	1	1	市場化テスト推進協議会	19	中小企業の事業活動の支援育成業務の受託	当該独立行政法人の総務・経理・労務などの管理部門業務について集約して市場化テストの対象とされたい。	研修・相談・資金調達支援、中小企業の再生支援や共済制度などの事業については民間で十分に受託提供可能である。	独立行政法人中小企業基盤整備機構		
zB150004	経済産業省	広報活動の受託	5059	5059B023	1	1	市場化テスト推進協議会	23	広報活動の受託	電源立地推進調整等事業における広報活動を市場化テストの対象とされたい。	エネルギーに関するシンポジウムの企画運営などを含む事業であり、民間でも充分運営できるほか、競争を実施することでより効率的に運営することが可能である。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB150005	経済産業省、 農林水産省、 厚生労働省、 環境省	各省庁所管の一括研究機関の会計・人事、その他研究支援等バックオフィス関係事務の市場化テスト	-	提案に挙げられている業務について、現行の制度上、民間事業者の参入を特に阻害するような規制はない。	d		各機関の管理業務については、各々の業務内容や個人情報等の管理等を十分に考慮した上で、民間への委託が可能な業務から民間委託を進めてきているところ。このため、改めて「市場化テストの民間提案事項」として選定・実施の必要はないと思われる。 各機関の管理業務については、各々の業務内容や個人情報等の管理等を十分に考慮した上で、民間への委託が可能な業務から民間委託を進めてきているところ。このため、改めて「市場化テストの民間提案事項」として選定・実施の必要はないと思われる。委託例としては、情報ネットワークシステムの維持管理及び運用、旅費業務のアウトソーシング等が挙げられる。 なお、製品評価技術基盤機構については、技術的法規制の執行を担う機関であり、いわゆる研究機関とは性質を異にするもの。					HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。
zB150007	内閣府 総務省 財務省 経済産業省	統計調査業務の市場化テスト	統計法、 統計法施行令	経済産業省の承認統計調査は、統計報告調整法に基づき総務大臣の承認を受けて実施している。承認統計調査事務については、包括的な民間委託を含めた積極的な民間委託を実施している。 一方、経済産業省の指定統計調査は、統計法に基づき総務大臣の承認を受けて実施している。指定統計調査事務については、データ入力、統計表の作成、調査票の保管等の一部の業務を民間委託しているところ。  指定統計調査事務の一層の民間委託を推進するにあたっては、統計法第10条(統計官及び統計主事)、第12条(統計調査員)、第13条(実地調査)、	ただし、企業経営実態調査、企業金融環境実態調査、中小企業経営調査、商業・サービス業設備投資動向調査、中小企業短期動向調査及びエ		経済産業省は従来から統計業務の民間委託に積極的に取り組んできたところ。承認統計調査事務については、包括的な民間委託を含めた積極的な民間委託を実施しており、今後とも更なる民間委託を進めていく。 指定統計の民間委託についても、 (1)現行の統計関係法令上の解釈・運用 (2)民間委託を進める際に、統計の質を一定水準以上に維持していくために必要な、法令等に基づく措置を含めた全体の制度設計のあり方 について、今後内閣府経済社会統計整備推進委員会の後継組織及び統計関係法令主管省において行われる整理を踏まえて具体的な					HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード (予定)	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要 望
zB150005	経済産業省、 農林水産省、 厚生労働省、 環境省	各省庁所管の一括研究機関の会計・人 事、その他研究支援等バックオフィス関 係事務の市場化テスト	5066	5066B001	1	3	トランスコスモス株式会社 MCMサービス統括 サービス 企画部 益村勝将	1	各省庁所管の一括研究機関の会計・人事、 その他研究支援等バックオフィス関係事務の 市場化テスト	産業技術総合研究所、NEDO、製品評価技 術基盤機構、農業・生物系特定産業技術 研究機構作物研究所、農業生物資源研究 所、食品総合研究所、森林総合研究所、 農業環境技術研究所、水産総合研究セン ター、国立健康・栄養研究所、医薬品医 療機器総合機構、国立環境研究所等の研 究機関系独立行政法人が実施している財 務・経理、人事、総務、購買、情報シス テム(システムの運用・保守、データの 保存、セキュリティなど)、法務、広報 等の業務の一括市場化テスト	現在、財務・経理、人事、総務、購買、 情報システム(システムの運用・保守、 データの保存、セキュリティなど)、法 務、広報等の業務はそれぞれの自治体で 個別に業務を行っているが、これらの業 務には共通性が高い。  次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民 間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させる ことで、人材を他部門により集中させ ることができる。 3.サービスレベルの向上 業務の効率化により対応の迅速化や職員 の処理内容が削減されサービスレベルが 向上する。	左記の業務の中で支払い管理、一般会 計、給与計算、入金管理、情報システム 運用、旅費・経費生産、ITヘルプデス ク、備品購入、福利厚生などの業務の標 準化ができて、かつ他研究機関と差別化 の要因にならない業務を抽出し、これら の業務を提供するアウトソーシング会社 との間で市場化テストを実施する		
zB150007	内閣府 総務省 財務省 経済産業省	統計調査業務の市場化テスト	5068	5068B007	1	3個人		7	統計調査業務の市場化テスト	統計調査業務の市場化テスト	現在、官が実施している指定統計・承認 統計のうち、企業や事業所を被調査先と する統計調査事業に関する業務 具体的には以下の統計が想定される  (内閣府所轄の承認統計)企業行動に関 するアンケート調査、法人企業景気予測 調査 (総務省所轄の指定統計)個人企業経済 調査、事業所・企業統計、サービス業基 本調査 (経済産業省の指定統計)商業統計調 査、工業統計調査、特定サービス産業実 態調査、企業活動基本調査、 (中小企業庁所轄の承認統計)企業経営 実態調査、企業金融環境実態調査、下請 中小企業短期動向調査、中小企業経営 調査、商業・サービス業設備投資動向調査 その他、平成17年度に資源エネルギー 庁が実施する予定のエネルギー統計など 企業・事業所を被調査先とする統計調査	統計調査業務に市場化テストを実施する ことにより、以下のような効果実現が図 られるものと期待される  ・企業・事業所については、調査後の倒 産や開業、合併・休眠・廃業などを迅速 な反映 ・統計データの省庁間相互利用、民間活 用の促進(アクセス改善) ・オンライン報告の導入の促進	統計法 第5条や第12条、統計報告調整法第3条等	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB150008	経済産業省	計量検定所の検査業務の市場化テスト	計量法第19条 (定期検査) 第116条(計量 証明検査)	定期検査とは、検定の受検義務のある計量器のうち、特に使用状況等から性能や器差が変動するみなされる計量器に対し、その計量器の適正さを担保するため、都道府県等が定期的に性能及び器差の検査を実施する制度。 また、計量証明検査とは、適正な計量証明事業を確保するため、計量証明事業が使用する計量器に対し、都道府県等が定期的な性能及び器差の検査を実施する制度。	C		検査業務は、地方自治体及び能力を有する者(指定検査機関)が実施可能。地方自治体が検査業務を実施する場合には、計量士による代検査も可能。 このように計量制度として民間能力の活用が進められてきているところであるが、地方分権の流れの中、検査業務については、平成11年に国の機関委任事務から地方自治体の自治事務となったところ。 ご提案の都道府県・特定市町村が実施している検査業務については、地方自治体の事業であることから、今回の国による市場化テスト制度には馴染まないものと考えられる。					回答では、検査業務は地方自治体の自治事務であり、国による市場化テスト制度には馴染まないとのことであるが、要望の趣旨は、検査業務を民間に開放できないかということである。この点を踏まえ、検査業務の民間開放について、改めて検討されたい。
zB150009	全省庁	公用車の運転業務受託		公用車の運転業務については、国の職員と民間委託した企業の職員とで行っている。	c, d	公用車運転管理業務については、当該職員定年退職による補充分は外部委託を実施しているところですが、今後ともそのように進めていく考えです。しかしながら、一部幹部について						引き続きアウトソーシングの範囲の拡大を検討願いたい。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード (予定)	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号?	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要 望
zB150008	経済産業省	計量検定所の検査業務の市場化テスト	5068	5068B014	1	1	個人	14	計量検定所の検査業務の市場化テスト	都道府県・特定市町村の計量検定所の検査業務の市場化テスト	現在、都道府県・特定市町村の計量検定所(及び指定定期検査機関)が実施している検査業務が実施されているが、民間には、すでに行政機関に代わって検査を実施(代検査)している計量士が存在し、実際に検査を実施しており、ノウハウ・経験を有しているため、また、計量証明事業者も類似のノウハウ・経験を有していることが考えられるため、市場化テストの趣旨に合致すると考えられるため	各都道府県の計量検定所の業務に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される	計量法で代検査が認められているため、特に問題はないものと考えられる	
zB150009	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	11	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となんら変わるところはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	調査中	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB150010	全府省	バックオフィス系業務の民間委託			d	現在、情報システム運用やITヘルプデスク、また旅費等の業務において民間委託を実施しているところ。今後も民間開放できるものは民間開放を行っていくところ。			HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。			
zB150011	経済産業省	日本電気計器検定所の検定検査の事務手続きの市場化テスト	日本電気計器検定所法第23条	日本電気計器検定所は、電気計器について、計量法の検定等を実施している。	d	-	日本電気計器検定所が実施している計量法に基づく電気計器の検定については、既に民間事業者の参入が可能であり、基準を満たす者であれば、指定検定機関として、同様の業務を行うことができる。		回答では、日本電気計器検定所が実施している計量法に基づく電気計器の検定については、既に民間事業者の参入が可能であり、現行制度下で対応可能とされているが、要望の趣旨は、日本電気検定所そのものを民間開放できないかということである。この点を踏まえ、市場化テストを含む民間開放について、改めて検討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード (予定)	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要 望
zB150010	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	11	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。  次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する		
zB150011	経済産業省	日本電気計器検定所の検定検査の事務手続きの市場化テスト	5070	5070B013	1	1	個人	13	日本電気計器検定所の検定検査の事務手続きの市場化テスト	日本電気計器検定所の検定検査事務の事務手続きを市場化テストにかける	本法人の検定業務における事務手続きは単純業務であり、できるだけ効率的かつ低コストで実施することが望ましい。市場化テストを実施することで、改善を狙う。	市場化テストを実施することでコストダウンや検定期間の短縮等が期待できる。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB150012	内閣府、総務省、財務省、経済産業省	統計調査事業	統計法、統計法施行令	<p>経済産業省の承認統計調査は、統計報告調整法に基づき総務大臣の承認を受けて実施している。承認統計調査事務については、包括的な民間委託を含めた積極的な民間委託を実施している。</p> <p>一方、経済産業省の指定統計調査は、統計法に基づき総務大臣の承認を受けて実施している。指定統計調査事務については、データ入力、統計表の作成、調査票の保管等の一部の業務を民間委託しているところ。</p> <p>指定統計調査事務の一層の民間委託を推進するにあたっては、統計法第10条(統計官及び統計主事)、第12条(統計調査員)、第13条(実地調査)、第19条の2(罰則)等が阻、都道府県等が実施主体となることを前提としている規定ありと考えられることから、統計関係法令主管省の判断が必要と考えている。また、民間委託を進める際に、統計の質を一定水準以上に維持していくために必要な、法令等に基づく措置を含めた全体の制度設計のあり方について、内閣府に設置された経済社会統計整備推進委員会の後継組織及び統計関係法令主管省での検討・整理が進められるものと認識している。</p>	b	<p>ただし、企業経営実態調査、企業金融環境実態調査、中小企業経営調査、商業・サービス業設備投資動向調査、下請中小企業短期動向調査及びエネルギー消費統計についてはe</p>	<p>経済産業省は従来から統計業務の民間委託に積極的に取り組んできたところ。承認統計調査事務については、包括的な民間委託を含めた積極的な民間委託を実施しており、今後とも更なる民間委託を進めていく。</p> <p>指定統計の民間委託についても、</p> <p>(1) 現行の統計関係法令上の解釈・運用 (2) 民間委託を進める際に、統計の質を一定水準以上に維持していくために必要な、法令等に基づく措置を含めた全体の制度設計のあり方について、今後内閣府経済社会統計整備推進委員会の後継組織及び統計関係法令主管省において行われる整理を踏まえて具体的な検討を進めていきたい。</p> <p>なお、中小企業庁の承認統計である企業経営実態調査及び企業金融環境実態調査は平成15年度に単年度で実施。また、中小企業経営調査及び商業・サービス業設備投資動向調査は既に廃止したものであり、現在実施していない。さらに、下請中小企業短期動向調査は平成17年10月末の承認期限をもって廃止することとした。</p> <p>平成17年度に資源エネルギー庁で実施予定のエネルギー消費統計のための試験調査(承認統計による実施を予定)については、昨年度と同様に民間委託による調査実施を予定している。</p>		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			
zB150013	全府省	庁舎内サービスセンター事業			c, d		<p>ご提案のあった業務については順次外部委託を行っており、今後も順次進めて行く考えです。また、ワンストップ化についてはワンストップ化に望ましい業務については今後順次進めていくことを検討していくことと考えております。</p>		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード (予定)	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要 望
zB150012	内閣府、総務省、財務省、経済産業省	統計調査事業	5084	5084B001	1	3	民間企業	1	統計調査事業	<p>現在官が行っている指定統計・承認統計のうち、企業や事業所を被調査先とする統計調査事業に関する業務。 具体的には、調査実施時期や規模、法規制の緩和状況などの要件が揃えば、下記に掲げる調査事業などが市場化テストの対象になると考えます。</p> <p>(内閣府所轄の承認統計) 企業行動に関するアンケート調査、法人企業景気予測調査 (総務省所轄の指定統計) 個人企業経済調査、事業所・企業統計、サービス業基本調査 (経済産業省の指定統計) 商業統計調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査、企業活動基本調査、工場立地動向調査 (中小企業庁所轄の承認統計) 企業経営実態調査、企業金融環境実態調査、下請中小企業短期動向調査、中小企業経営調査、商業・サービス設備投資動向調査 その他、平成17年度に資源エネルギー庁が実施する予定のエネルギー統計など企業・事業所を被調査先とする統計調査。</p>	<p>(1) 企業を被調査先とする調査は、調査後の倒産や開業、合併・休眠・廃業などを迅速に反映できておらず、実態とのズレが生じているが、民間などの各種データを活用して統計データを更新すれば実態性を高められます。 (2) 民間の「名寄せ」の技術などを活用すれば、被調査先企業を効率的に一元管理でき、各種統計調査を一つのデータベースよつに登録・保管、多面的な検索が可能となり、民間活用を促進させることができる。 (3) 民間が先行するオンライン調査の技術が導入でき、より迅速な調査報告が可能となる。</p>	<p>(1) 統計法5条：政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。 国等から委託を受けた事業者も、人又は法人等に対して申告を命ずることができるようになっていた。 (2) 統計法12条：統計調査員を置くことができるのは、政府、地方公共団体の長又は教育委員会に限られている。 委託を受けた事業者も統計調査員を置くことができるように改正していただきたい。 (3) 統計報告調整法第3条：「統計報告」の定義は、「行政機関が、直接又は地方公共団体の機関を通じ、人又は法人等に対して、報告様式を示して提出を求め一定の時点又は期間についての報告」と定義されており、民間事業者が被調査主体に対して報告を求める際に問題があるのではないかと。「直接又は地方公共団体の機関を通じ」を「直接、地方公共団体又はそれらのものから委託を受けた機関を通じ」にしていたきたい。 (4) 「統計調査の民間委託に関するガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)：民間委託の推進対象業務の範囲等の(注)において、調査員調査による統計調査の民間委託を推進対象としないと定義されているように理解できます。 調査員調査の民間委託推進のガイドラインを作っていただきたい。</p>		
zB150013	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	11	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	<p>各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。</p>	<p>市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。</p>	<p>全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス</p>	<p>特に阻害要因となる法規制はないと思われるが、庁舎内にてオペレーションすることについての(セキュリティ対策を含む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。</p>	<p>別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。(理由：内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB150014	総務省、財務省、経済産業省	統計業務	統計法、統計法施行令	<p>経済産業省の承認統計調査は、統計報告調整法に基づき総務大臣の承認を受けて実施している。承認統計調査事務については、包括的な民間委託を含めた積極的な民間委託を実施している。</p> <p>一方、経済産業省の指定統計調査は、統計法に基づき総務大臣の承認を受けて実施している。指定統計調査事務については、データ入力、統計表の作成、調査票の保管等の一部の業務を民間委託しているところ。</p> <p>指定統計調査事務の一層の民間委託を推進するにあたっては、統計法第10条(統計官及び統計主事)、第12条(統計調査員)、第13条(実地調査)、第19条の2(罰則)等が国、都道府県等が実施主体となることを前提としている規定ありと考えられることから、統計関係法令主管省の判断が必要と考えている。また、民間委託を進める際に、統計の質を一定水準以上に維持していくために必要な、法令等に基づく措置を含めた全体の制度設計のあり方について、内閣府に設置された経済社会統計整備推進委員会の後継組織及び統計関係法令主管省での検討、整理が進められるものと認識している。</p>		<p>経済産業省は従来から統計業務の民間委託に積極的に取り組んできたところ。</p> <p>(いずれも指定統計に係る措置。ただし、(1)にあっては統計関係法令主管省が必要と判断した場合に限る。)</p> <p>経済産業省は従来から統計業務の民間委託に積極的に取り組んできたところ。承認統計調査事務については、包括的な民間委託を含めた積極的な民間委託を実施しており、今後とも更なる民間委託を進めていく。</p> <p>指定統計の民間委託についても、                  (1) 現行の統計関係法令上の解釈・運用                  (2) 民間委託を進める際に、統計の質を一定水準以上に維持していくために必要な、法令等に基づく措置を含めた全体の制度設計のあり方                  について、今後内閣府経済社会統計整備推進委員会の後継組織及び統計関係法令主管省において行われる整理を踏まえて具体的な検討を進めていきたい。</p>		<p>HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。</p>				
zB150015	経済産業省	知的人材の育成業務の開放	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 第三十七条 独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第十条	<p>独立行政法人工業所有権情報・研修館において、民間企業を対象にした研修として、調査業務実務者育成研修及び中小・ベンチャー企業向けの特許侵害警告模擬研修を実施している。また、弁理士及び民間企業を対象にした研修として、審査基準討論研修を実施している。</p>	c:対応不可	<p>登録調査機関の調査業務実務者に対する研修は、調査業務実施者の調査能力を担保するために独立行政法人工業所有権情報・研修館が行うものとされた法定研修である。特許庁の審査官が有する高度かつ専門的な知識、ノウハウを研修生に修得させることが主たる目的である本研修を民間において提供することは困難であるものと思料する。</p> <p>法定研修以外の研修については、「知的財産推進計画2005」においても政府が重点的に推進する施策として挙げられているところ、平成17年度より中小・ベンチャー企業に対する基礎的な研修は実施してならず、その専門性ゆえ民間での実施が困難かつ民間からの要望の高い特許侵害警告模擬研修や審査基準討論研修といった研修のみ実施している。同館が実施しないこととなった場合には、中小・ベンチャー企業や知財専門人材がこのような専門性ゆえ民間での実施が困難かつ民間からの要望が高い研修を受ける機会を失ってしまうことが懸念されるため、民間に開放することは不相当であると考え。</p>		<p>HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。</p>				

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード (予定)	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要 望
zB150014	総務省、財務 省、経済産業 省	統計業務	5093	5093B002	1	3	大阪商工会議所	2	統計業務	・統計業務について、所轄官庁にかかわらず一緒に行った方が効率的なものについてはひとまとめにした上で、市場化テストに付す。	・統計業務には、かなりの専門性が必要。 ・政府においても人事異動等で一定の配慮はしているものの、「視野が広く厚みのある専門スタッフを確保・育成するには至っていない」(内閣府・経済社会統計整備推進委員会「政府統計の構造改革に向けて」より)。 ・民間事業者の中には統計のみを行っている業者も多く、専門的知識を擁する人材を十分に確保している。			
zB150015	経済産業省	知的人材の育成業務の開放	5093	5093B004	1	1	大阪商工会議所	4	知的人材の育成業務の開放	・独立行政法人工業所有権情報・研修館が行っている研修事業を中心に、市場化テストの活用を含め、民間開放を進める。	・独立行政法人工業所有権情報・研修館は行っている業務の中には、民に開放可能な部分がある。 ・とりわけ「中小・ベンチャー企業における知財人材の育成」など民間企業を対象にした研修事業については、民間コンサルタント会社など代替機能を担う存在が数多くあることから、同法人がその機能を担うべき必然性は薄れている。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB150016	経済産業省	各県の中小企業再生支援協議会の活性化と有効活用	産業活力再生特別措置法第29条	<p>中小企業は多種多様で地域性が強いといった特性があるため、中小企業の再生支援にとり(むためには、こうした特性を踏まえ柔軟かつきめ細やかに対応することが不可欠。このような観点から、以下の措置を講じることとしている。</p> <p>地域の実情に合わせた施策の展開を行うため、また支援措置についての一定の基準を確保するために、国で方向性を定め、その方向性を外れない範囲で中小企業の再生支援を行う機関が運営されるようにする必要がある。そこで、中小企業の再生支援についての基本的な考え方を明らかにし、関係支援機関の取り組みを促進するため、経済産業大臣は、中小企業の再生支援に関する基本的な事項を規定する支援指針を定め公表することとしている。(産業活力再生特別措置法第29条)</p> <p>中小企業者の個別具体的な情報に触れるため、認定支援機関の選定は、公平性や中立性といった観点から厳密に行われる必要があるものの、一方においてその地域における経済や中小企業の実情に精通していることが求められる。このような公平性・中立性と、地域経済のつながり長の専門性との双方を有している者として、商工会連合会、商工会議所及び中小企業支援法第7条第1項に規定する指定法人を再生支援に係る業務を行う者として認定(申請に基づく)これらの認定支援機関に中小企業の再生に必要な指導、助言等を行う事業の業務を行わせるものとする。(産業活力再生特別措置法第29条の2)</p> <p>これら認定支援機関に有識者、関係機関の責任者、地方公共団体及び国の地方局の責任者等からなる「中小企業再生支援協議会」をおくものとする(産業活力再生特別措置法第29条の3)</p>	d		<p>・中小企業再生支援協議会が再生計画策定等を支援する際に、サービスの活用が必要と認める場合には、現行制度下でも活用可能。</p> <p>・現在まで、サービスに債権が譲渡されている企業の再生案件において、計画策定段階においてサービス関係者が計画策定支援チームのメンバーとなり協力したケースもある。また、協議会がサービスからの相談を受け、当該中小企業の再生を支援したケースもある。</p>	「その他・要望」に関しては、中小企業庁ホームページにおいて開示済。	再生支援協議会の中でサービス活用に加え、再生支援協議会や関係機関(商工会議所、商工会、中小企業支援センター、政府系金融機関等)の機能全般を請け負う窓口としてのサービス活用も併せて検討された。			
zB150017	経済産業省	中小企業大学校における人材育成支援事業	なし	<p><b>独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第2号に基づき中小企業基盤整備機構が実施</b></p>	c,e	なし	<p>c. 中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」といふ)が行う人材育成支援は、全国の中小企業者が職場から比較的距離の場において、高度かつ専門的な研修が受けられる体制を確立することを目的に中小企業大学校を設置して行っている。さらに最近は大学施設に拘らず交通至便な場所での研修も大幅に増やしている。</p> <p>中小機構は、全国9ヶ所の支部等を通じて中小企業との間で年間2万件以上の相談・助言業務を行っており、これらを通じて中小企業が直面している経営課題やその解決策について膨大なノウハウを有している。また、各種支援策を通じて、政府はもとより、都道府県、商工会・商工会議所などの中小企業支援関係機関との幅広いネットワークを有しており、こうしたネットワークを通じて中小企業のニーズを網羅的に把握することができる。</p> <p>中小企業の人材育成に係るニーズは、経済社会環境や国の政策動向に応じて刻々と変化するものであり、中小機構は日常的な業務やネットワークを通じてリアルタイムにこうしたニーズを把握し、効果的なカリキュラム編成を行う立場にある。このため、中小企業大学校を通じた人材育成を市場化テストの対象とすることは適切でない。</p> <p>大学施設設備の維持管理や政治家の受付など一部の業務は既に民間企業に委託している。</p> <p>なお、中小企業基盤整備機構法第15条に規定される人材育成に関する業務は、中小機構において実施できる研修業務を明記しているのみであり、民間企業が同様の研修を実施することを阻害するものではない。但し、中小企業診断士として新規に登録される者のうち、養成課程修了者は、現行の中小企業支援法第11条第1項第2号の規定に基づき定める中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則において、中小機構(中小企業大学校)が実施する養成課程修了者のみとなっていることから、民間企業の参入を阻害している可能性はある。しかし本件については、本年4月の中小企業政策審議会から出された「中小企業診断士の在り方について」の答申を受け、養成課程の受講資格を国家試験第一次試験合格者とし、診断士として必要な実践能力がより付与されるカリキュラムに見直すとともに、一定の登録基準を満たす民間研修機関等でも実施可能とする措置を講ずべく、省令を改正して平成18年4月から施行できるように手続きを進めているところ。これにより、民間企業がこのような研修を実施することを阻害する法的根拠はなくなることとなる。</p> <p>d. 中小企業診断士試験対策を目的とした研修は中小機構では</p>		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各所管省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、要望者からの再検討要請は以下の通り。ご回答は、中小企業大学校がいかに質の高いサービスを提供しているかを述べておられます。しかし、本市場化テストで問題としているのは、バリューフォーマネー、すなわち、コストに見合うサービスが提供されているかどうかであり、この点で、中小企業大学校は事業の見直しの余地が大きいものと思われる。日常的な業務やネットワークによって、リアルタイムに中小企業のニーズを把握できるのは中小企業基盤整備機構だけであるということであれば、ニーズ把握の部分のみを機構が担い、それを民間が研修として実現するということも可能であると思われます。適切な官民の役割分担の下で、効果的・効率的な事業運営を実現するために、市場化テストの導入をご検討くださいますよう、お願い申し上げます。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード (予定)	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号 1	要望 事項 補助 番号 2	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要 望
zB150016	経済産業省	各県の中小企業再生支援協議会の活性化と有効活用	5129	5129B002	1	1	民間企業	2	各県の中小企業再生支援協議会の活性化と有効活用	<p>サービスの再生機能・ノウハウと第三調整者としての立場を活用できる積極的窓口体制。債務圧縮、遊休資産の処分等B/Sの再生には、サービスの活用が有効かつスピーディ。</p>	<p>同協議会の専従メンバーは、地域銀行のOB・派遣が主となっており、その相談に限界を感じる。(債務者(企業)と債権者(銀行等)の関係・利害を中立調整できるか。)ワンストップ・サービスの実現・・・中小企業支援センター、商工会議所、商工会連合会等の再生窓口の整理 相談の持込先は、金融機関が多い</p>	<p>再生企業のモニタリング情報 【その他要望】 事業者向け、サービスを活用した企業再生スキームのPR(サービスは不良債権回収だけではありません)</p>	<p>全国の同協議会の活動内容状況の開示(H17/3までの相談件数は6061社、そのうち再生計画の策定完了が456社・・・経済産業省) 相談件数とその内容、及び実績。支援協議会の運営費用、とそのコスト負担者 再生企業のモニタリング情報 【その他要望】 事業者向け、サービスを活用した企業再生スキームのPR(サービスは不良債権回収だけではありません)</p>	<p>支援協議会には、なんら権限もなく、複数金融機関(温度差調整)との企業再生スキームの調整が難しい。(地域特性のシガラミ問題の解決)</p>
zB150017	経済産業省	中小企業大学校における人材育成支援事業	5130	5130B010	1	1	民間企業	10	中小企業大学校における人材育成支援事業	<p>現在、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している「中小企業大学校における人材育成支援事業」を市場化テストの対象とする</p>	<p>都道府県では行うことが困難な人材育成に関する業務は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条の規定に基づき、当該法人が行うこととされている。しかし、当該法人が所管する中小企業大学校において現在実施されている研修は、女性リーダーの養成や、営業スキルの養成に始まり、財務力強化、中小企業診断士試験対策などといったものであり、民間企業においても十分実施可能なものであり、類似サービスを提供する民間を圧迫している。 平成13年の特殊法人改革においても当該法人は廃止を含めて見直すとの結論が得られており、市場化テストの対象とすることに問題は無いと考える。</p>	<p>民間教育機関のノウハウを活かした人材育成事業</p>		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の概要	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB150018	経済産業省	特許庁出願適正化等指導事業	産業活力再生特別 措置法第29条	<p>中小企業は多種多様で地域性が強いといった特性があるため、中小企業の再生支援にとり(むためには、こうした特性を踏まえ柔軟かつきめ細やかに対応することが不可欠。このような観点から、以下の措置を講じることとしている。</p> <p>地域の実情に合わせた施策の展開を行うため、また支援措置についての一定の基準を確保するために、国で方向性を定め、その方向性を外れない範囲で中小企業の再生支援を行う機関が運営されるようにする必要がある。そこで、中小企業の再生支援についての基本的な考え方を明らかにし、関係支援機関の取り組みを促進するため、経済産業大臣は、中小企業の再生支援に関する基本的な事項を規定する支援指針を定め公表することとしている。(産業活力再生特別措置法第29条)</p> <p>中小企業者の個別具体的な情報に触れるため、認定支援機関の選定は、公平性や中立性といった観点から厳密に行われる必要があるものの、一方においてその地域における経済や中小企業の実情に精通していることが求められる。このような公平性・中立性と、地域経済のつながり長の専門性との双方を有している者として、商工会連合会、商工会議所及び中小企業支援法第7条第1項に規定する指定法人を再生支援に係る業務を行う者として認定し(申請に基づく)これらの認定支援機関に中小企業の再生に必要な指導、助言等を行う事業の業務を行わせるものとする。(産業活力再生特別措置法第29条の2)</p> <p>これら認定支援機関に有識者、関係機関の責任者、地方公共団体及び国の地方局の責任者等からなる「中小企業再生支援協議会」をおくものとする(産業活力再生特別措置法第29条の3)</p>			<p>・ 中小企業再生支援協議会が再生計画策定等を実施する際に、サービスへの活用が必要と認められる場合は、現行制度下でも活用可能。</p> <p>・ 現在まで、サービスに債権が譲渡されている企業の再生案件において、計画策定段階においてサービス関係者が計画策定支援チームのメンバーとなり協力したケースもある。また、協議会がサービスからの相談を受け、当該中小企業の再生を支援したケースもある。</p>	<p>「その他・要望」に関しては、中小企業庁ホームページにおいて開示済。</p>	<p>HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。</p>			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード (予定)	制度の 所管省庁等	項目	要望管理 番号	要望事項管 理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号?	要望主体名	事項 番号	要望事項 (事業名)	具体的 要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している現行の法規制の 内容	その他・要 望
zB150018	経済産業省	特許庁出願適正化等指導事業	5130	5130B011	1	1	民間企業	11	特許庁出願適正化等指導事業	現在、社団法人発明協会が受託、実施している「特許庁の出願適正化等指導事業」を市場化テストの対象とする	本事業は、中小企業等向けに特許普及講座や相談会を実施するものである。現在当該事業は「高度かつ専門的な知見等を必要とする」という理由から、発明協会へ随意契約によって委託されている。しかし、当該事業において弁理士の活用が検討段階にある以上、本事業を随意契約とする合理的理由に欠ける。本事業を発明協会の独占とすることは、同種の相談、指導等を業としている民間の弁理士や弁理士法人の事業を圧迫するものである。よって本事業を随意契約の対象から除外し、市場化テストの対象とすることが望ましい。	弁理士や弁理士法人を活用した出願適正化等指導事業の実現		